

日本薬科大学データサイエンスセンター委員会規程

(設 置)

第 1 条 本学に、データサイエンスに係る教育・研究活動の活性化、人材育成を目的として、データサイエンスセンター委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(構 成)

第 2 条 委員会は、学長の指名する教職員をもって構成し、委員長は学長が指名する。

2 必要と認める場合は、委員会の構成員以外の教職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(議 決)

第 3 条 委員会は、全委員の2分の1以上の出席により成立する。

2 議事は、出席者の過半数の賛成を持って議決し、可否同数の場合は議長が決する。

(審 議)

第 4 条 委員会は次の事項を審議する。

(1) データサイエンスに関する事項

(2) その他、学長から命じられた事項

(事 務)

第 5 条 委員会に関する事務は、委員長が指名した者が行う。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。